

# 「豆の日」の制定について

全国豆類振興会 事務局長 川 北 壽 彦

近年の豆類の需給・流通をめぐる内外の厳しい情勢に対応して、豆類及び豆加工品の消費拡大と豆類関係業界の活性化を図るために、全国豆類振興会では、平成22年度の重点項目として新たに「豆の日」を制定することになりました。今後、この「豆の日」を中心に、豆類関係業界の関係者が一丸となって各種普及啓発活動を展開してまいります。

「豆の日」制定と今後の対応は以下のとおりです。

## 1. 「豆の日」の制定

古来より豆に関わる行事として親しまれ、来歴に関しての文献も多い「豆名月」（十三夜の名月）に当たる10月13日（旧暦9月13日の月遅れ）を「豆の日」とし、その制定に向けて申請登録等の手続きを進める。

また、「豆の日」を含む10月の1ヶ月間を「豆月間」として位置付ける。

## 2. 制定の理由

(1) 平安時代以降の多くの文献に、旧暦9月13日の十三夜の名月に豆をお供えて、茹でた豆を食べるという「豆名月（まめめいげつ）」の記述がある。これを新暦にあてはめると月遅れの10月13日がそれに最も近いと考えられる。

<文献>：宇多天皇の日記「寛平御記」、

喜多川守貞の「守貞謄稿」、水落家の「行事帳」、久須美祐雫の「浪花の風」

(2) 全国的にみると10月中旬は、各種豆類の収穫時期であり、一部で新豆の出荷も始まり、豆に関わる行事のキックオフにふさわしい時期である。

3. 「豆の日」制定及び普及啓発活動の展開  
「豆の日」の制定及びその普及に向けて、今夏以降、全国豆類振興会を中心に、会員の豆類関係団体のご協力の下、次のような「豆の日」関連の各種普及啓発活動を展開する。

普及啓発活動の具体的な進め方については、全国豆類振興会 PR 委員会において内容を検討する。

- (1) 「豆の日」制定のための記念日協会への申請登録
- (2) 「豆の日」、「豆月間」の普及・宣伝活動
  - ① 新聞・雑誌・ポスター等による広報活動
  - ② 料理学校等へのパンフやイベント開催案内の配布
- (3) 10月13日「豆の日」のイベント開催
- (4) 「豆の日」、「豆月間」地域イベントの全国的展開
- (5) 全国各地域における「豆の日」、「豆月間」推進キャンペーン等の展開